



6 平環政第 2 1 8 号
令和 6 年(2 0 2 4 年) 6 月 2 7 日

平塚市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、次の事項を諮問する。

記

- 1 条例別表第 1 及び第 2 に掲げる一般廃棄物の処理手数料等の額の改定について

以 上
(事務担当は環境政策課資源循環担当)

諮問 条例別表第 1 及び第 2 に掲げる一般廃棄物の処理手数料等の額の
改定について

(理由)

一般廃棄物処理手数料については、令和元年 8 月 3 0 日付けの平塚市廃棄物
対策審議会答申等を踏まえて、令和 2 年 4 月 1 日から一般廃棄物の処理手数料
等を改定した。

本市の「使用料、手数料の算定基準」で定める「3 年に 1 度見直しを行う」
とする内容に基づき令和 5 年、6 年の改定を計画したが、新型コロナウイルス
感染症の社会情勢の変化を鑑み、改定を見送っていた。

今回は、近隣市との均衡や現行の処理手数料等と処理原価の乖離、ごみ処理
経費の適切な受益者負担を踏まえ、条例で規定する一般廃棄物の処理手数料等
について、検討することを願うものである。

以 上